

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

「公益会計基準」(平成20年4月11日制定 平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用している。

(1) 固定資産の減価償却の方法

減価償却資産については、定額法による減価償却を実施している。

- ・建物 50年
- ・付属設備 15年
- ・救難器具 5年～8年
- ・什器備品 4年～6年

(2) 引当金の計上基準

職員に対する退職給付引当金支給に備えるため、退職金規定に基づく期末要支給額を計上している。

(3) 消費税の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式を採用している。

2. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科 目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
建物	25,766,873	1,846,620	23,920,253
付属設備	7,257,436	1,742,371	5,515,065
救難器具	11,224,701	10,072,702	1,151,999
什器備品	189,000	164,231	24,769
合 計	44,438,010	13,825,924	30,612,086

※上記項目以外『該当なし』